

後見支援預金について

富山県信用金庫協会

後見支援預金とは・・・

後見人が、裁判所の指示書によって利用できる普通預金です。

- * 被後見人の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は、後見人自身で管理し、残額は「後見支援預金」として、家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理します。
- * 後見支援預金口座における入出金には、家庭裁判所の指示書が必要となり、後見人による被後見人の財産管理の透明化が図れます。

成年後見において、後見人による不正(被後見人の預金使い込み)等が社会問題化しています。現在、一定額の財産を有する被後見人の財産保全について、家庭裁判所は後見制度支援信託の利用を進めていますが、後見制度支援信託を利用する場合には留意点があります。

- ・ 取扱い金融機関が限定的で、支店が居住地の近くでない場合もあること。
- ・ 最低信託金額が 1,000 万円以上のところが多く、数百万円の預金の保全が図れないこと。
- ・ 信託開始時に専門職後見人が選任されることや信託報酬などの手数料が発生すること。

後見支援預金の特徴

- ① 全ての取引(入出金・解約等)に家庭裁判所の指示書が必要となります。
- ② 普通預金であり、いくらからでも預入することができます。
- ③ 普通預金であり、手数料はかかりません。
- ④ 金利は、普通預金の店頭表示金利を適用いたします。
- ⑤ キャッシュカードは発行されません。
- ⑥ 後見人が口座を開設できます。
(裁判所の判断により専門職後見人が選任される場合があります。)
- ⑦ 現在は、「後見」の類型のみの取扱いとなります。

後見支援預金のメリット

- ・ 手間やコストをかけず、お取引をそのまま継続することができます。
- ・ 家庭裁判所が関与することで、「公平性」・「透明性」の高い財産管理が可能となり、後見人の財産管理の負担軽減につながります。

※ 他の口座への定額自動送金も可能です。(家庭裁判所の指示書が必要となります。)

※ 被後見人名義の他の預金と合算して 1,000 万円までの元金と利息が預金保険の対象となります。

(裏面 : 手続きの流れ)

《後見支援預金 手続きの流れ》

後見開始又は未成年後見人選任の申立てをする



後見人等が後見支援預金利用の申し出をする・・・①



家庭裁判所が後見支援預金の利用について適否を検討する



後見支援預金に適していると判断された場合

- ・預入する金額が決まる
- ・定期交付金の金額などを設定する
- ・家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出する



＜後見支援預金の作成＞

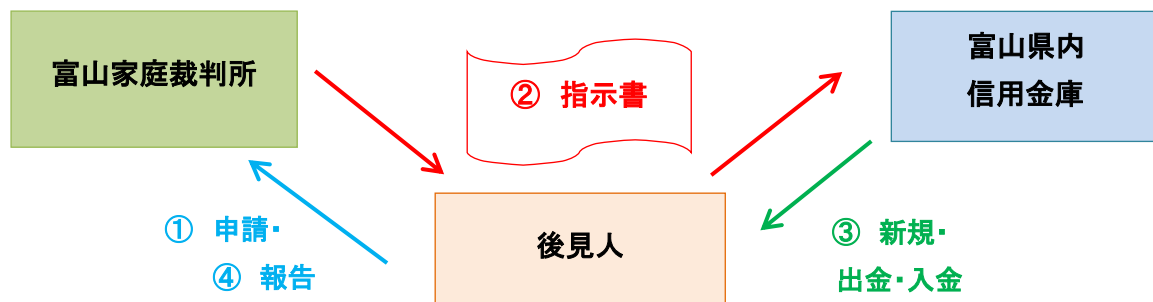
家庭裁判所が報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、**指示書**が後見人に発行されるので、**指示書**を持参して富山県内信用金庫の本支店窓口へ行く・・・②



富山県内信用金庫の本支店で新規口座を作成する・・・③
(出金・入金についても指示書に基づく流れと同じ)



後見人が家庭裁判所に作成したことを報告する(口座の写し等を添えて報告)・・・④



* 後見支援預金新規口座開設時に必要なもの

- 指示書
- 後見人の身分証明書
- 登録印鑑
- 登記事項証明書(原本)
- 口座開設申込書(本支店にて記入)
- 預入金(振込まれる場合は0円で作成できます)

＜詳しくは、富山県内信用金庫の本支店窓口にお問い合わせください＞

(平成30年10月現在)

富山信用金庫／高岡信用金庫／新湊信用金庫／にいかわ信用金庫
水見伏木信用金庫／砺波信用金庫／石動信用金庫

後見制度において利用する「後見支援預金」のご案内

～ ご本人の大切なご預金を安全かつ簡便に
管理するための制度です ～

富山県信用金庫協会

Q 「後見支援預金」とはどのようなものですか。

A 後見制度による支援を受ける方（ご本人）の預貯金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は後見人がご自身で管理し、残りの通常使用しない金銭は「後見支援預金」として家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理します。

Q 「後見支援預金」の作成手順を教えてください。

A 後見人が管理するのに必要十分な金額以上の預金があり、「後見支援預金」を作成した方が良くと後見人が判断した場合、後見人は家庭裁判所にその旨申し出ていただき、家庭裁判所が発行した指示書を県内信用金庫に持参して「後見支援預金」を作成し、その通帳の写しを裁判所に提出します。

なお、後見人が管理するのに必要十分な金額以上の預金がある場合、別途、家庭裁判所において専門職後見人が選任されることもあります。この場合、「後見支援預金」を作成した方が良くかどうかはその専門職後見人が判断し、一般的に手続き終了後に辞任します。

Q 後見人が自由に「後見支援預金」を出金することはできますか。

A 預け入れる場合も、出金する場合も家庭裁判所の指示書が必要となります。後見人が自分で管理している口座では資金が不足する場合、家庭裁判所に申し出ていただき、一時金交付等の指示書が発行してもらってください。

また、後見人が管理している口座の残高が増加し、「後見支援預金」に追加で預け入れる場合も、家庭裁判所に申し出て追加預入の指示書をいただってください。

Q 誤って指示書なく後見支援預金に預け入れた場合、入金 of 訂正はできますか。

A 指示書なく誤って入金した場合でも、出金又は訂正をする際は家庭裁判所の指示書が必要です。

Q 本人の毎月の定期的収支は赤字なので、後見人の管理する預金はすぐに不足することが予想されるのですが。

A そのような場合には、定期的かつ自動的に必要金額を「後見支援預金」から後見人管理の預金口座に送金することができます。

また、本人の定期的な収支が変動した場合は、家庭裁判所に変更する理由を記載した報告書（書式は裁判所にあります）を裏付け資料とともに提出してください。家庭裁判所は報告書の内容に問題がないと判断すれば申出に基づいて定期金交付額変更の指示書を発行するので、送金額の変更をしてください。

Q 「後見支援預金」はいくらから預入できるのでしょうか

A 金額は自由です。例えば本人の預金残高が3百万円、かつ毎月の収支が黒字の場合で、後見人の手元には1百万円あれば十分と考えた場合には、残額の2百万円を「後見支援預金」に預入することで後見人の管理負担を軽くすることができます。

Q 同じような制度の後見制度支援信託とはどこが違うのでしょうか。

A 主な違いは次の3つです。

1. 後見制度支援信託では最初に専門職後見人の方が制度の利用可否を検討し、家庭裁判所の指示を受けて信託銀行で信託契約を結びますが、「後見支援預金」では専門職後見人が選任されるかどうかは家庭裁判所が判断します。このため、当初から親族後見人だけで手続きが進められることもあります。
2. 後見制度支援信託では最低預入単位が定められている信託銀行もありますが、後見支援預金は最低預入の制限がありません。従ってどなたでも利用し易くなっています。
3. 「後見支援預金」には特別な手数料等や後見支援信託では発生する信託報酬も必要ありません。また、専門職後見人が選任されない場合は、選任に係る費用も発生しません。

Q 「後見支援預金」の金利はどのようになりますか。

A 「後見支援預金」は普通預金の店頭表示金利を付利させていただきます。

Q 預金保険の対象となりますか。

A 「後見支援預金」も預金保険の対象となり、被後見人が各信用金庫に預入されている他の預金と合算して1,000万円とその利息が保護されます。

Q 「後見支援預金」を利用しても家庭裁判所の後見監督はありますか。

A 「後見支援預金」を利用している場合でも、家庭裁判所は毎年定期的に後見報告をお願いしています。従って後見等事務報告書の提出時、「後見支援預金」を含む通帳のコピーも添付してください。また、収支一覧表の作成や、領収書などを保管するとともに、ご本人の心身の状態や生活の状況を定期的に記録するようにしてください。

以上